

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0834)

県最賃専門部会 第1回

令和5年7月27日 非公開

開催日時	令和5年7月27日	15時55分～16時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 群馬県最低賃金専門部会運営規程の一部改正について 2 令和5年度群馬県最低賃金専門部会の運営について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 群馬県最低賃金改正決定に係る審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻より前ではございますが、皆様がお揃いになりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名となり、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますよう、お願ひいたします。
事務局	賃金室長の木村でございます。よろしくお願ひいたします。 ただいまから、群馬地方最低賃金審議会第1回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。

	<p>令和5年度の第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では最初に、本専門部会の開催にあたりまして、橋本労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
基準部長	<p>令和5年度の第1回目の群馬県最低賃金専門部会の開会にあたりまして、一言をご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、群馬県最低賃金専門部会の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今年も専門部会における審議を始めることとなりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>さて、最低賃金でございますけれども、ご案内のとおり、例年社会的な関心が高まっておりまして、審議に対する社会の目といいますか、注目もされてきているところでございます。また今年は、本審の中でも触れさせていただきましたけれども、目安のランク区分の見直しがされたところでございまして、そういういた難しい状況がある中で、群馬県最低賃金の改定に関してご審議をいただくわけでございますが、群馬県におきます労働者の賃金、或いは生計費、そして賃金の支払い能力ということなど、そういういた実態を踏まえていただきながら、適切且つ慎重なご審議をいただくことを何卒お願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。</p>
事務局	<p>続きまして、当専門部会の委員の皆様の紹介に移らせていただきます。</p> <p>またこれから先は、恐縮ですが着座にて失礼させていただきます。</p> <p>7月4日に、群馬労働局長が群馬地方最低賃金審議会長に群馬県最低賃金の改正の決定について諮問を行ったことにより、本専門部会が設置されております。</p> <p>専門部会を組織する関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員につきまして、公示により候補者の推薦を求めましたところ、関係者から候補者の推薦がありました。選考させていただいた結果、本日お集まりいただいた、それぞれ3名の方々に対して、群馬労働局長から委嘱発令をさせていただいております。</p> <p>なお、公益を代表する委員につきましては、審議会の公益委員の中から任命させていただいております。</p> <p>委員の皆様の委嘱状は、労働局長からお渡しすべきところです</p>

が、時間の関係もございますので、あらかじめお席に置かせていただいております。失礼とは存じますがご容赦いただきますようお願いいたします。

では、お手元の資料1の委員名簿の順に従いまして、専門部会の委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、高橋委員です。谷口委員です。米本委員です。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、新井委員です。木闇委員です。鷺澤委員です。

使用者を代表する委員といたしまして、五十嵐委員です。池畠委員です。宇井委員です。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてよろしくお願ひいたします。

次に、次第の4にあります、部会長と部会長代理の選出に進ませていただきます。

最低賃金法第25条第4項及びそれを準用とする同法第24条によりまして、専門部会の部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に、労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員が事前に協議しました結果より、部会長には■委員、部会長代理には■委員をそれぞれ選出するところでございます。

労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

全会一致で選任されたということを確認させていただきます。

それでは、部会長になられました■委員、部会長代理になられました■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。

最初に部会長になられました■委員からお願ひいたします。

部会長	<p>ただいま部会長に選任していただきました ■ でございます。</p> <p>当専門部会は群馬県の最低賃金を決定するというプロセスにおいて、非常に重要なものであるというふうに認識しております。</p> <p>公平な議事の運営に努めてまいりたいと存じますので、委員の先生方のご指導のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、部会長代理になられました ■ 委員、よろしくお願ひいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理を仰せつかりました ■ でございます。</p> <p>ポストコロナ、ポストデフレの時代になりまして、期待と共に不安が出てきているようなところもあるかと存じます。部会長の方をサポートしながら、しっかりとお仕事させていただきたいと存じます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから議事進行につきましては、 ■ 部会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは次第の 5 (1)、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。では、着座にて説明させていただきます。</p> <p>地域別最低賃金改正に係る調査審議を行っていただきます際、地域別最低賃金の 3 要素を考慮していただいているほかに、中央最低賃金審議会が各都道府県のランクごとに提示する改定額の目安を参考にしていただいております。</p> <p>この目安のランク区分について、中央最低賃金審議会において本年 4 月 6 日に見直しが行われております。これまで、47 都道府県を A B C D 4 つのランクに分けて示していたのを、A B C の 3 つへと見直されております。</p> <p>これにより、群馬県のランク区分が C ランクから B ランクに変更となっております。資料 2 の最後のページ、別紙 3 のように区分されております。</p>

	<p>ランク数が見直された理由につきましては、地域別最低賃金の地域間格差を是正することといわれており、背景には、「47都道府県の総合指数の差が縮小しているものの、地域別最低賃金額の差は拡大している」ということや、「ランクが4つあっても目安額が同額となったケースもある」ということがあげられております。そのうえで、ランク数を3つに削減することが適当という結論に至ったということでございます。その理由は、同じく資料2の4ページから6ページに記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>ランク区分のほかに、目安小委員会の議事の公開について、同じく資料2の2ページ(3)に記載されております。議事の公開についても見直しが行われ、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない」という2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」とされております。</p> <p>中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の主なことは以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明のように、ランク数の見直しが行われたことにより、これまでA B C Dの4つのランクから、A B Cの3つのランクになったということです。また、群馬県はBランクに区分されたということになります。</p> <p>このほか、目安小委員会の議事の公開が行われることになり、三者が揃って議論を行う部分については公開するとされたということです。</p> <p>これらの点も踏まえながら、調査審議を行いたいと思います。ご意見等ございますでしょうか。</p>
	<p>【意見等なし】</p>
部会長	<p>はい。よろしければ、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>(2) の令和5年度群馬県最低賃金専門部会の運営につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料3の群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会運営規定について、ご説明いたします。</p> <p>専門部会運営規定では、専門部会の目的、構成、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告、専</p>

	<p>門部会の廃止などが規定されております。</p> <p>このなかで、専門部会の会議の公開・非公開の取り扱い、議事録など関係資料の公開・非公開の取り扱い、そして、専門部会の開催に関して、など3点についてご説明いたします。</p> <p>まず1点目としまして、専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。</p> <p>当専門部会の会議は、専門部会運営規程第6条第1項の但し書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされております。</p> <p>7月4日に開催されました第1回目の群馬地方最低賃金審議会では、当専門部会の公開・非公開にかかる意向についてご協議をいただいた結果、「当初から専門部会を非公開とすべきであるという審議会の意向を専門部会に伝える。」とする結論に達したところでございます。この結論は、今年から中央最低賃金審議会の目安小委員会において、三者が集まって議論する場は公開とするとされたことを踏まえて協議が行われた結果でもあります。</p> <p>この審議会の意向も参考にしていただき、当専門部会の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局の説明のように、当専門部会は、例年、第1回目から非公開としているところです。</p> <p>令和2年度より審議会において専門部会の会議の公開・非公開が協議されており、今年も7月4日の審議会において協議が行われた結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。審議会から示された非公開とする意向は、中央最低賃金審議会の目安小委員会が、三者が集まって議論する場については公開するとされたことに関しても協議した結果でもあるということです。</p> <p>この審議会から示された意向を踏まえまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>まず、労働者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	はい。
部会長	■委員、お願ひいたします。

労働者委員	<p>労側 [ ] です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>皆さんご承知のとおり、昨日行われました中央の目安の論議ではありますけれども、数時間に渡って論議をされたということで、結果、まだ結論が出ず明日に持ち越されるというようなこととなっております。</p> <p>これは、ランク制度が変わったことも踏まえまして、慎重に論議がされているからだというふうに思っております。</p> <p>このようなことも踏まえまして、前回申したとおり、地方においても自由な意見が言える雰囲気の中で、慎重に論議に臨みたいというふうに考えておりますし、前回使側委員の方からも、非常に神経をつかう論議になると想っている、といった発言もあったかと思います。そういうことも踏まえまして、第1回目で申したとおり、昨年同様の非公開での審議にしていただきたいというふうに要望いたします。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労働者側委員は、議事は非公開とすることを希望するということです。</p> <p>使用者側の先生、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	はい。
部会長	はい。 [ ] 委員、お願ひいたします。
使用者委員	<p>使側の [ ] でございます。</p> <p>基本的には労側委員さんと同意見であります。</p> <p>7月4日の、非公開とすべきであるという意向が示されている部分。あと、CランクからBランクに群馬県が今回変わったということで、これまでにない変更があったと。それから、早々に全国加重平均1,000円という数字が出されているということが、非常に神経を使う議論になると思いますので。</p> <p>従って、昨年同様、非公開を希望いたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員におかれましても、非公開を希望するということを確認いたしました。</p> <p>公益の先生方、いかがでしょうか</p>

	【特になし】
部会長	<p>部会長といたしましては、審議会の意向も参考にしつつ、労使委員のご意見等も考慮して総合判断いたしまして、専門部会運営規程第6条第1項の但し書き「公開することにより、率直な意見の交換などが不当に損なわれる恐れがある場合」に該当するとして、当専門部会は第1回目から非公開とすることが適当と考えます。</p> <p>ご意見等ございましたらお願ひいたします。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご賛同いただけたと理解いたしました。</p> <p>本年度も当専門部会の会議は第1回目から非公開といたします。では引き続き、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録や資料の公開・非公開についてご説明させていただきます。専門部会運営規程の第7条をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらの第2項で、議事録や資料は、会議同様に原則公開とされておりますが、但し書きにおきまして、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合など、部会長が議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます」とされております。</p> <p>また、同条の第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する」とされております。</p> <p>当専門部会の議事録、資料につきましては、令和2年度より、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は公開用議事録には表示しないかたちで公開しています。また、専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。</p> <p>労働局ホームページにも同様にして掲載させていただいているところです。</p> <p>こうした経過なども踏まえていただきまして、今年度における議事録、資料等の公開・非公開についても、ご審議をお願いしたいと思います。</p>

	<p>なお、議事録等を非公開とした場合でありますても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求が行われた場合には、法律に規定された不開示情報を除き開示されることとなります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>説明のあった2点目は、専門部会の議事録、資料の公開・非公開についてです。</p> <p>事務局説明のとおり、当専門部会の議事録等は、令和2年度より原則公開としているところです。</p> <p>加えて、労働局ホームページへの掲載もしています。</p> <p>本年度も、当専門部会の議事録等については、各回の専門部会の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、本年度の専門部会の議事録、資料については、公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。</p> <p>公開用議事録には発言者の個人名は表示しないことといたします。</p> <p>事務局が準備している資料も公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>以上、よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。この他に、運営規程について、何かご意見、ご質問等ござ</p>

	いますでしょうか。
	【特になし】
部会長	はい。特にないようであれば、事務局は次の説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい。3点目でございます。</p> <p>ただいま、運営規程に関してご審議をいただきましたが、このほか、専門部会の開催回数や意見聴取・意見陳述の実施の有無についてご審議いただきたいと思います。専門部会の開催は例年3回程度とされ、また、専門部会の中では意見聴取や意見陳述は行わないこととされております。</p> <p>以上の取り扱いについても、ご審議をお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局の説明のとおり、専門部会の運営規程に関わることの他では、例年、専門部会は3回で終了すること。また、意見聴取や意見陳述は実施しないこととしています。</p> <p>本年度も、同様の扱いとしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。ご賛同いただけましたので、そのようにさせていただきます。</p> <p>次に(3)の、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、資料4をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらには、最低賃金審議会令第6条第5項と第7項を抜粋しております。</p> <p>最低賃金審議会の意思決定は、本審の議決によってなされるところですが、最低賃金審議会令第6条第5項にかかる運用としまして、専門部会において全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とするとができるとされております。このことにつきまして、7月4日に開催されました審議会におきましても、この取り扱いを適用するということの議決をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、専門部会の廃止にかかる規程としまして、最低賃金審議会</p>

令第6条第7項では、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。運営規程第9条に規定されておりますように、専門部会は異議の申出期間が満了した時をもって廃止になりますのでよろしくお願ひいたします。なお、専門部会の廃止に伴う解任の通知文書につきましては、交付を省略させていただきたく存じます。ご了解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明のとおり、当専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひします。

また、当専門部会の廃止の時期と解任通知の省略について説明がございました。これについてもご了解の程、よろしくお願ひいたします。

では次に、群馬県最低賃金改正決定に係る審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では、また配布いたしました資料のご説明をさせていただきます。

資料5でございますが、こちらは、審議会・専門部会の開催日程でございます。一番右側の列が、今年度の日程となっております。ご確認をお願いいたします。

次に、資料6でございます。こちらは、7月4日に、群馬労働局長が群馬地方最低賃金審議会長あてに、群馬県最低賃金の改正決定について質問させていただいた質問文の写しでございます。

専門部会において審議いただく際には、地域別最低賃金の決定の3要素であります、地域における

- ① 労働者の生計費
- ② 労働者の賃金
- ③ 通常の事業の賃金支払能力

等を総合的に勘案していただくなどして、また骨太の方針等にも配意したご審議をいただきますようよろしくお願ひいたします。

次に、資料7でございます。こちらは、北関東ユニオンから群馬労働局長あてでございますけれども、提出された「要請書」でございます。

	<p>次に、資料 8 でございます。こちらは、7月4日の諮問の後に、最低賃金法第25条第5項の規定に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取の公示を行いましたところ、4件の意見書の提出がありましたので、添付しております。</p> <p>資料8の（1）は、群馬県労働組合会議から提出されました、最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書でございます。</p> <p>次の（2）は、生協労連コープネットグループ労働組合から提出されました、2023年度の最低賃金額の審議に向けた意見書でございます。</p> <p>（3）は、群馬県医療労働組合連合会から提出されました、最低賃金額の大幅な引き上げを求める意見書でございます。</p> <p>最後の（4）は、群馬県自治体一般労働組合から提出されました、最低賃金の改善を求める意見書でございます。</p> <p>ここで一旦、説明は区切らせていただきます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ここまで事務局からの説明で、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見等なければ、次の資料について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>つづきまして、資料9から資料20までご説明いたします。</p> <p>資料9は、生活保護法の条文でございます。</p> <p>資料10は、生活扶助基準額でございます。</p> <p>資料11は、令和5年度の群馬県の生活保護基準額表でございます。</p> <p>資料12は、群馬県内の級地別人口の表でございます。こちらは、国勢調査の結果から生活保護の級地別に集計したものでございます。</p> <p>資料13は、北関東三県の地域別最低賃金、新規高卒者初任給、標準生計費、有効求人倍率、消費者物価指数の比較対照表を（1）から（5）にまとめてございます。</p> <p>資料14ですが、こちらは毎月勤労統計調査結果の令和4年結果確報でございます。</p>

	<p>資料 15、こちらは、消費者物価地域差指数の令和 4 年の結果でございます。</p> <p>資料 16 は、令和 3 年のパートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の結果でございます。</p> <p>資料 17 から 20 は、中央最低賃金審議会の目安小委員会における配布資料でございます。</p> <p>資料 17 は、第 1 回目安小委員会の配布資料の抜粋で、No. 1 と No. 4 の資料をつけております。No. 1 は主要統計資料でありまして、1 枚めくっていただきますと目次になっておりまして、こちらでどういった資料なのか確認できると思います。また、No. 1 は 55 ページまでありますし、56 ページからは No. 4 の資料となります。足元の経済状況等に関する補足資料というものを添付しております。</p> <p>資料 18 は、第 2 回目安小委員会の配布資料です。こちらの資料一覧にございます資料が添付されています。後ほどご確認いただきたいと思います。</p> <p>資料 19 は、第 3 回目安小委員会の配布資料です。こちらも資料一覧にあるような資料を添付しております。</p> <p>資料 20 ですが、これは、昨日開催されました第 4 回目安小委員会の資料でございます。これらの資料はいずれも厚生労働省のホームページに掲載されておる資料でございます。</p> <p>以上が本日ご用意した資料でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から資料の説明がありました。</p> <p>これらの資料につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、事務局から提供された以上の資料や、審議会長あてに提出された意見書の意見等も十分に踏まえながら、今後専門部会において審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>では最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願ひいたします。</p>
事務局	はい。ございません。

部会長	はい。本日の審議項目は以上でございますけれども、全体を通して他にご意見等ございましたらお願ひいたします。  【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおろしいでしょうか。  【異議なし】
部会長	はい。ありがとうございます。 非公開事項はなしと確認いたしました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第1回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れ様でございました。